



2018年7月31日

各 位

会社名 協和発酵キリン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮本 昌志  
(コード：4151 東証一部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
柏原 智子  
TEL：03-5205-7205 (メディア)  
TEL：03-5205-7206 (IR)

当社の商号ならびに定款の一部変更、および本店所在地変更に関するお知らせ

協和発酵キリン株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：宮本 昌志、以下「協和発酵キリン」）は、2018年7月31日開催の取締役会において、当社の商号ならびに定款の一部を変更することを、2019年3月に開催予定の第96回定時株主総会に上程することを決議しましたので、お知らせします。

また、当社の本店所在地を商号変更にあわせて変更することも、同日開催の取締役会で決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

#### 1. 当社の商号の変更について

##### (1) 変更の理由

協和発酵キリンは、グローバル・スペシャリティファーマに向けた取り組みが順調に進展し、グローバル戦略品の開発・上市とともに、海外での事業展開を加速させている。

2016年に欧米の医薬関係会社のほとんどは、既にKyowa Kirinに商号を変更しており、協和発酵キリンが商号を変更することで、グループ運営のさらなる一体感の醸成、及び世界におけるKyowa Kirinブランドの浸透を推進し、グローバル・スペシャリティファーマ達成を加速させる。

##### (2) 新商号

協和キリン株式会社（英文：Kyowa Kirin Co., Ltd.）

##### (3) 変更予定日

2019年7月1日

なお、現在商号に「協和発酵キリン」を使用しているアジアを中心とした海外の医薬関係会社も、準備が整い次第、「協和キリン (Kyowa Kirin)」に商号を統一していく予定である。

## 2. 当社の定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

「1. 当社の商号の変更について（1）変更の理由」に記載のとおり、現行定款第1条の変更を行う。なお、この定款の変更の効力は、2019年7月1日に生ずるものとする。

### (2) 変更の内容

変更箇所は、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなる。下線部が変更箇所である。

現行定款	変更後の定款案
第1条（商号） 当社は、 <u>協和発酵キリン株式会社</u> と称し、英文では <u>K y o w a H a k k o K i r i n C o . , L t d .</u> と表示する。	第1条（商号） 当社は、 <u>協和キリン株式会社</u> と称し、英文では <u>K y o w a K i r i n C o . , L t d .</u> と表示する。

## 3. 本店所在地の変更について

2016年7月、本社機能を新オフィスに移転したことから、このたびの商号変更にあわせ、本店所在地を変更する。これにより、製造販売責任者所在地の変更手続きを行い、製品の包材および添付文書に記載される本店所在地も変更する。

現本店所在地： 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

変更後本店所在地： 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

以 上